

岩手県告示第14号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成26年1月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 申請のあった年月日 平成25年12月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 特定非営利活動法人いーはとーぶスポーツクラブ
 - (2) 代表者の氏名 佐々木清
 - (3) 主たる事務所の所在地 岩手県盛岡市内
- 3 定款に記載された目的 この法人は、地域の子供からお年寄りまでいかなる年齢層に対しても、さらに身体に障害がある方にも、又競技者を目指すアスリートに対しても、スポーツの幅広い魅力とスポーツの持つ限りない可能性を発信し、岩手の恵まれたすばらしい自然の中で地域に根ざしたスポーツ事業、スポーツを通じた地域のコミュニティー作りの事業を行い、誰もが心身共に健康で故郷を誇りに思える地域づくり県土づくりに寄与することを目的とする。また各種大会の開催、国内外の大會スポーツイベントの誘致にも尽力し、スポーツ観光に繋げ地域が活性化すること、アスリートを育て、活躍の場を作り出すことで故郷を担う元気で国際的な人材の育成も図る。